



平成 28 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 成瀬 隆 章  
(コード番号：3538 東証 JASDAQ)  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 柴田 学爾  
(TEL. 03-3729-4311)

## 商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 9 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会に「商号の変更及び定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 商号変更の理由

今後の事業環境の国際化、事業のグローバル展開等に即応するため、また、用字の訴求性の強化を図るために現行定款第 1 条に定める商号の英文表記を変更するものです。

##### (2) 現在及び変更後の商号

現 在：Willplus Holdings co.,ltd

変更後：WILLPLUS Holdings Corporation

##### (3) 変更予定日

平成 28 年 9 月 28 日

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

###### ①商号の変更

「1. 商号の変更」に記載のとおり商号を変更すべく、現行定款第 1 条（商号）の変更を行うものがあります。

###### ②目的の変更

今後の事業展開に即応するため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的の一部追加及び変更を行うものです。

###### ③本店の所在地の変更

本社機能の強化、業務効率の向上等を図るため、本店を移転することを計画しており、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を現在の大田区から移転を予定している港区に変更するも

のです。なお、本変更につきましては、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

④取締役会の招集権者及び議長の変更

取締役会の議長については、現行定款第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）で招集者と同様に取締役社長とされていますが、同条を一部変更し、取締役会の議長の選任を取締役に委ねることとし、状況に応じ柔軟かつ適切に対応できるようにするものであります。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ウイルプラスホールディングスと称する。英文では、 <u>Willplus Holdings co.,ltd</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ウイルプラスホールディングスと称する。英文では、 <u>WILLPLUS Holdings Corporation</u> と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 自動車の販売及び修理 2. 自動車部品の販売 3. 自動車及び自動車部品の輸出入 4. 損害保険代理業 5. 生命保険代理業 6. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 7. 自家用自動車貸渡業 8. 広告代理業 9. 営業ツールの開発及び販売 10. 事務代行業 11. ソフトウェアの開発及び販売 12. 経営コンサルティング業 13. 上記各号に附帯する一切の事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 自動車部品及び自動車用品の販売 3. 自動車、自動車部品及び自動車用品の輸出入 4. (現行どおり) 5. 生命保険募集に係わる業務 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都大田区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>②議長については、法令で別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当る。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 第 3 条の変更は平成 28 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

以 上